

12 病気・障害のあるお子さんの支援

病気や障害のあるお子さんに対し支援を行っています。

特別児童扶養手当		保健福祉課 福祉係(32-6522)
対象者	身体・知的・精神に障害のある20歳未満のお子さんを家庭で養育されている保護者	
支給金額	1級：51,450円/月額 2級：34,270円/月額	
支給月	毎年4・8・12月に支給になります。 (12月支給分は11月に支給します)	
必要な物	住民票謄本、戸籍謄本、診断書(省略できる場合あり)、印鑑、通帳、個人番号のわかるもの、その他必要書類	

障害児福祉手当		保健福祉課 福祉係(32-6522)
対象者	20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする重度障害児(該当となる障害の程度については、お問い合わせ下さい)	
支給金額	14,580円/月額	
支給月	毎年2・5・8・11月に支給になります。	
必要な物	戸籍謄本、住民票謄本、診断書、印鑑、通帳、障害者手帳、個人番号のわかるもの、その他必要書類	

福祉医療費給付金		保健福祉課 福祉係(32-6522)
内容	身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳A1～B1をお持ちのお子さんが健康保険を使用して通院・入院した際に、医療費を助成する制度です。	
必要な物	お子さんの保険証、印鑑、通帳、障害者手帳等	

小児慢性特定疾患医療給付		佐久保健福祉事務所(0267-63-3111)
対象者	18歳未満で小児慢性特定疾患の国基準に該当し、治療しているこども	
内容	県知事が委託した医療機関に入院、または通院された時の医療費を助成します。	

補装具の交付

保健福祉課 福祉係(32-6522)

対象者	身体障害者手帳を持っている児童
内容	身体上の障害を補うため、必要に応じ補装具の交付、修理を行います。

特別支援教育就学奨励費

教育委員会 学校教育係(32-9100)

対象者	小・中学校の特別支援学級に入級する児童・生徒の保護者
内容	学用品、通学用品等の一部を援助

タイムケア事業

保健福祉課 福祉係(32-6522)

対象者	在宅の障害児
内容	介護者が一時的に介護できない時に、施設・近隣において介護をサポートします。

病児・病後児保育

町民課 こども係(32-3114)

対象者	町内に居住し、病気の治療中又は回復期にあり、集団保育が適当でない1歳から小学校就学前のこども
内容	上記のこどもで、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育できない場合、専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりするサービスです。
場所	病児保育実施機関・・・浅間総合病院 病後児保育実施機関・・・岸野保育園

障害児保育

町民課 こども係(32-3114)

障害があるこどもをもつ保護者で、仕事や病気等の理由から、子どもの面倒が見られない場合に保育園でお預かりするなど、ご相談に応じて支援させていただきます。

障害児への支援体制

保健福祉課 福祉係(32-6522)

障害がある幼児から中学生までを対象とし、個々の障害に応じた支援を、関係機関が連携した体制により行います。

13 ひとり親家庭等への支援

児童扶養手当

保健福祉課 福祉係(32-6522)

対象者	ひとり親で18歳未満の児童を養育している方
支給金額	42,290円/月額 第2子は 9,990円～5,000円加算。 第3子以降 5,990円～3,000円加算。 ※所得により全部または一部支給停止あり
支給月	毎年4・8・12月に支給になります。
必要な物	住民票謄本、戸籍謄本、印鑑、通帳、個人番号のわかるもの、その他必要書類

福祉医療費給付金

保健福祉課 福祉係(32-6522)

内容	ひとり親家庭に対し、健康保険を使用して通院、入院した際に、医療費を助成する制度です。
必要な物	お子さんの保険証、印鑑、通帳等

要保護及び準要保護児童生徒援助費 教育委員会 学校教育係(32-9100)

対象者	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者
給付内容	学用品、通学用品等の一部を援助

~MEMO~

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



14 児童虐待について

保健福祉課 福祉係(32-6522)

子どもを監護している人が、身体的暴力、性的行為の強要、不当な扱い、明らかに不適切な養育、言葉による帯やかしなどによって子どもの心身を傷つけ、健全な成長や発達を妨げる行為を言います。

虐待の種類

◆身体的虐待

殴る、たたく、蹴る、床に投げつける、首を絞める など

◆性的虐待

子どもに対し、性的ないたずらや性的な関係を強要する など

◆ネグレクト

食事を与えない、身の回りの世話をしない、面倒をみない

◆心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い など

子育ての悩み…

子育ては楽しいものですが、子育てで孤立していたり、完璧を求めすぎてしまいますと、その楽しさを感じる事が難しくなってしまいます。

今子育てに不安や悩みをお持ちでないですか？抱え込まずに相談しましょう。

地域の皆様へ

子育ては家庭ばかりでなく地域の支えが必要です。皆さんのちょっとした心くばり、やさしさが虐待を未然に防げることもあります。ぜひご協力をお願いします。